

平成19年新潟県中越沖地震義援金について(お札)

信欄に「平成19年新潟県中越沖地震義援金」と明記のうえ、直接ご送金ください。

①身体に障害のある方や知的障害のある方のために
②在宅福祉サービスなど地域福祉増進のために
③保育所の子どもたちが元気に育つように

④乳児院、母子生活支援施設などで生活する方のために
⑤老人ホームなど高齢者施設利用者の方のために

⑥各種の社会福祉団体のために
⑦非行や犯罪の防止など健全な社会をつくるために

⑧社会福祉協議会が行う事業をはじめ、福祉会福生ことぶき苑、福生ひまわり会麦わら帽子、社会福祉協議会れんげ園等の備品整備など、12件、8,761,406円が配分されました。

⑨派遣回数月12回まで

⑩派遣時間午前7時から午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで

⑪援助内容育児、食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、その他必要な用務※所得に応じて費用負担があります。

⑫原則として、過去に訓練給付金を受給していない方

⑬支給対象講座雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

⑭母子家庭高等技能訓練促進費

⑮支給対象母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

⑯児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

⑰修業年限が2年以上の養成機関において、既に一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方

⑱就業又は育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

⑲支給額・支給期間修業期間の3分の1(12ヶ月を上限)について、月額103,000円を支給(申請のあった当月分から支給)します。

児童館で遊ぼう(9月その2)

田園児童館☎552-3133

◆よちよちすくすくひろば25日(火)午前10時~正午
対象0、1歳児の幼児と保護者
※8、9月生まれのお誕生日会をします。



熊川児童館☎539-1515

◆こぐまひろば「親子であそぼう 8、9月のお誕生日会」
25日(火)午前10時~正午対象0、1歳児の幼児と保護者
持ち物タオル・着替え

◆ママといっしょ「リズムにのって音楽あそびをしよう」27日(木)午前10時30分~11時30分対象2歳以上の幼児と保護者持ち物うわばき・タオル

武蔵野台児童館☎553-8822

◆わくわくひろば「みんなでミニ運動会」18日(火)午前10時30分~11時30分対象2歳以上の幼児と保護者
※当日、直接来てください。

◆遊具開放デー20日(木)午前10時30分~正午対象1歳6か月以上の幼児と保護者
※時間内で自由に遊びに来てください。

◆出張わくわくひろば「牛乳パックで『ロープウェイ』を作ろう」21日(金)午前10時30分~11時30分対象2歳以上の幼児と保護者持ち物1,000mlの牛乳パック一個
※わかぎり会館で行います。当日、直接来てください。

◆のびのびひろば25日(火)午前10時~正午対象0、1歳児の幼児と保護者※お母さん同士の交流の場です。
時間内で自由に遊びにきてください。

■児童館で実施する小学生対象の事業は市ホームページの各児童館のページに掲載しています。

県支部 口座名義日本赤十字社新潟
26 口座番号00510-5-1
万円 配分総額約5億9,213
同募金の配分状況
窓口での取扱いの場合、手数料は無料

愛付口座郵便振替(郵便局)
■平成18年度「赤い羽根共
同募金」の配分状況
窓口での取扱いの場合、手数料は無料

問合せ社会福祉課庶務・福
祉計画担当
口座名義日本赤十字社新潟
26 口座番号00510-5-1
万円 配分総額約5億9,213
同募金の配分状況
窓口での取扱いの場合、手数料は無料

本赤十字社に送金しました。
たご協力ありがとうございました。
またご協力ありがとうございました。
なお、日本赤十字社では、
引き続き義援金を受け付け
ています(平成20年1月16
日まで)ので、ご協力をお願
いします。

域の社会福祉施設・団体を
結んでいます。皆さんに必要とされる地
域に根ざした社会福祉サー
ビスを支援するため、今年
も温かいお心をお寄せくだ
さい。

会福協議会が行
う事業をはじめ、福
寿会福生ことぶき
苑、福生ひまわり会
麦わら帽子、社会福祉協議
会れんげ園等の備品整備な
ど、12件、8,761,406
円が配分されました。

募金箱で受け付け、31,2
24円を集めることができます。
ました。皆さんからお寄せ
いただきました義援金は日
本赤十字社に送金しまし
ました。ご協力ありがとうございました。

精神に支えら
れたすけあい
れる赤い羽根
共同募金運動
は、皆さんと地
域の社会福祉施設・団体を
結んでいます。皆さんに必要とされる地
域に根ざした社会福祉サー
ビスを支援するため、今年
も温かいお心をお寄せくだ
さい。

なお、市では、社
会福協議会が行
う事業をはじめ、福
寿会福生ことぶき
苑、福生ひまわり会
麦わら帽子、社会福祉協議
会れんげ園等の備品整備な
ど、12件、8,761,406
円が配分されました。

10月1日から赤い羽根共
同募金が始まります

●身に障害のある方や知的障害のある方のために
●在宅福祉サービスなど地域福祉増進のために
●保育所の子どもたちが元気に育つように

●乳児院、母子生活支援施設などで生活する方のために
●老人ホームなど高齢者施設利用者の方のために

●各種の社会福祉団体のために
●非行や犯罪の防止など健全な社会をつくるために

●社会福祉協議会が行う事業をはじめ、福寿会福生ことぶき苑、福生ひまわり会麦わら帽子、社会福祉協議会れんげ園等の備品整備など、12件、8,761,406円が配分されました。

●派遣回数月12回まで

●派遣時間午前7時から午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで

●援助内容育児、食事の世話、住居の掃除・整理整頓、被服の洗濯・補修、その他必要な用務※所得に応じて費用負担があります。

●原則として、過去に訓練給付金を受給していない方

●支給対象講座雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

●母子家庭自立支援教育訓練給付金

●支給対象母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

●児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

●雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方

●当該講座の受講が、就職につくために必要であると認められる方

●原則として、過去に訓練給付金を受給していない方

●支給対象講座雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

●母子家庭高等技能訓練促進費

●支給対象母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

●児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方

●修業年限が2年以上の養成機関において、既に一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方

●就業又は育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

●支給対象資格看護士、准看護士、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師等

●支給額・支給期間修業期間の3分の1(12ヶ月を上限)について、月額103,000円を支給(申請のあった当月分から支給)します。

児童育成手当(育成手当)

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日まで(身体障害者手帳1級~3級程度、愛の手帳1度~3度程度の障害がある場合は20歳未満)の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

○父または母が死亡した児童
○父または母が生死不明である児童
○父が重度の障害を有する児童
○父が1年以上拘禁されている児童
○父に引き続き1年以上遺棄されている児童
○婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

手当額申請の日の翌月分から

児童1人目全部支給月額41,720円、一部支給月額41,710円から9,850円までの所得に応じた額

児童2人目月額5,000円加算

児童3人目以降1人につき3,000円加算

※所得制限があります(児童の父から受けける養育費の8割も所得に算入されます)。

育児や家事などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象中学生以下の児童のいるひとり親家庭及びひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保健診療の本人負担分を助成します(前年度住民税課税世帯は一部負担あり)。

手当額申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

ひとり親家庭

●父または母が重度の障害を有する児童

●父母が離婚した児童

●婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

●会員登録申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

●ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童

●会員登録申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

●ひとり親家庭となってから2年内の場合

●小学校低学年以下の児童がいる場合

●親または中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合

東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るために、13種類の資金を無利子または低利子でお貸します。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸します。

資金の種類事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

ご注意ください!台風被害のため、多摩川緑地福生南公園は当面の間使用中止とします。今後、使用を開始する場合などについては広報ふっさ及び市ホームページにてお知らせします。市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を願いします。問合せ施設管理課